

令和8年第5回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和8年3月24日（火）
- 2 場 所 宝塚市役所 3B会議室
- 3 開会時間 午後2時05分
- 4 閉会時間 午後3時20分
- 5 出席した委員の氏名
赤井 稔教育長、松浦 一枝委員、石井 克馬委員、春日井 敏之委員及び川上 泰彦委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	飯田 博
学校教育部長	藤川 明人	職員課長	河合 晋一
社会教育部長	番庄 伸雄	学校教育課長	石田 勝久
管理部次長	池本 和義	学校教育課副課長	大善 雄
学校教育部次長	前田 政子	教育研究課副課長	前川 真宏
学校教育部次長	山下 昌裕	教育企画課係長	板垣 慎一郎
		学校教育課係長	村上 貴則
- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題
報告第4号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和8年4月1日付教育委員会所管職員（幼稚園関係）の人事異動について）
報告第5号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和8年3月31日付教育委員会所管職員の人事異動について）
報告第6号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和8年4月1日付教育委員会所管職員の人事異動について）
議案第5号 宝塚市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
議案第6号 宝塚市教育委員会事務局等職務権限規程及び宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について
報告事項 改訂版 宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針の策定について
報告事項 第3次宝塚市GIGAスクール推進計画の策定について
報告事項 令和7年（2025年）度1月及び2月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について

会議の概要

開会 午後 2 時 05 分

松浦委員

それでは、令和 8 年第 5 回宝塚市教育委員会定例会を開催いたします。
本日、傍聴の希望者はいらっしゃいますか。

池本次長

傍聴希望者はいらっしゃいません。

松浦委員

本日は、赤井教育長より出席が遅れる旨通知を受けました。
また、春日井委員と石井委員がオンラインで出席されており、春日井委員は 16 時頃に退出されます。
本日の署名委員は川上委員です。よろしくお祈いします。
本日の付議案件は、報告事項 3 件、議決事項 2 件、議決事項以外の案件 3 件です。
それでは、進行について事務局からお祈いします。

池本次長

本日の付議案件は、報告事項 3 件、議決事項 2 件、議決事項以外の案件 3 件です。
案件は、報告第 4 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和 8 年 4 月 1 日付教育委員会所管職員（幼稚園関係）の人事異動について）、報告第 5 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和 8 年 3 月 31 日付教育委員会所管職員の人事異動について）、報告第 6 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和 8 年 4 月 1 日付教育委員会所管職員の人事異動について）、議案第 5 号 宝塚市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について、議案第 6 号 宝塚市教育委員会事務局等職務権限規程及び宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について、報告事項 改訂版 宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針の策定について、報告事項 第 3 次宝塚市 GIGA スクール推進計画の策定について、報告事項 令和 7 年（2025 年）度 1 月及び 2 月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について、です。
審議の順としましては、報告第 4 号、報告第 5 号、報告第 6 号、報告事項いじめ問題再発防止に関する基本方針、いじめ報告、報告事項 GIGA スクール推進計画、議案第 5 号、議案第 6 号の順でお祈いします。
いじめ報告につきましては、個人に関する内容を含むため、非公開での報告でお祈いいたします。
ご審議のほどよろしくお祈いいたします。

松浦委員

それでは、報告第 4 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和 8 年 4 月 1 日付教育委員会所管職員（幼稚園関係）の人事異動について）、担当課より説明をお願いいたします。

河合課長

報告事項第 4 号 令和 8 年 4 月 1 日付教育委員会所管職員幼稚園関係の人事等についてご説明申し上げます。

幼稚園関係の人事異動ですが、副課長級につきまして、安倉幼稚園長の赤松明子を宝塚幼稚園長へ異動させます。

続きまして、臨時的任用として未成幼稚園長に橘俊一を、宝塚幼稚園長の田上裕一を安倉幼稚園長に、それぞれ任命します。

臨時的任用の未成幼稚園長の小野光良については、次年度は教育委員会事務局で任用します。

説明は以上でございます。

松浦委員

ありがとうございました。何かご質問等ありますか。

石井委員

未成幼稚園長になられる橘俊一さんというのは、どちらから来られる方なんですか。

河合課長

今年度末まで、西谷小学校の校長でした。

石井委員

わかりました。ありがとうございます。

松浦委員

他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、報告第 4 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和 8 年 4 月教育委員会所管職員（幼稚園関係）の人事異動について）は、ご承認いただけるということによろしいでしょうか。

委員

（承認）

松浦委員

ありがとうございました。

続きまして、報告第 5 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和 8 年 3 月 31 日付教育委員会所管職員の人事異動について）、担当課より説明をお願いいたします。

河合課長

報告第 5 号 令和 8 年 3 月 31 日付教育委員会所管職員の人事異動について、提案理由をご説明申し上げます。

3 月 31 日付人事異動につきましては、学校教育部次長（教育支援担当）の山下昌裕、職員課副課長の柳田勇樹が兵庫県へ出向します。

また、兵庫県出向者としてすでにご承認いただいておりますが、学校教育課長の石田勝久を西山小学校長へ、教育研究課副課長の前川真宏を宝塚第一小学校教頭へ、教育支援課副課長の島谷恵子を光明小学校教頭へ、青少年センター所長の毛利敦子を長尾小学校教頭へ、それぞれ異動させます。

3 月 31 日付人事異動のうち、役職定年を迎え係長級に降任する者は、社会教育部長の番庄伸雄、施設課長の吉長円、中央図書館長の藤野高司でございます。

以上でございます。

松浦委員

ありがとうございました。何かご質問等ありますでしょうか。

委員

（なし）

松浦委員

よろしいですか。

それでは、報告第 5 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和 8 年 3 月 31 日付け教育委員会所管職員の人事異動について）、はご承認いただけるということによりよろしいでしょうか。

委員

（承認）

松浦委員

ありがとうございました。

続きまして、報告第 6 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和 8 年 4 月 1 日付教育委員会所管職員の人事等について）、担当課より説明をお願いいたします。

河合課長

報告第 6 号、令和 8 年 4 月 1 日付教育委員会所管職員の人事異動について、提案理由をご説明申し上げます。

4 月 1 日付人事異動のうち、部長級につきまして、社会教育部長の番庄伸雄の後任に、市民交流部長の藤田裕之を任命します。

次長級につきましては、管理部次長（総括担当及び管理担当）池本和義の後任に、上水道局経営管理部長の廣瀬義則を任命し、学校教育部次長（教育支援担当）山下昌裕の後任に、中山台小学校長の中井慎一郎を任命し、管理部次長事務取扱であった社会教育部次長（総括担当及び社会教育担当）に、学校教育部次長（相談支援担当）の前田政子を任命します。

課長級につきまして、管理部は、職員課長の河合晋一の後任として宝塚第一小学校教頭の由良登志行を任命し、また、新たに管理部課長（市費職員担当）を新設し、管理部次長（総括担当及び管理担当）事務取扱とします。

学校教育部は、学校教育課長石田勝久の後任に中山五月台中学校教頭の三木健太郎を、学校教育部課長（総括・部活動地域移行・人権教育担当）を新設し、職員課長の河合晋一を任命します。

また、学校教育部課長（特別支援教育担当）を新設し、同課副課長の高橋範充を昇格させ、任命します。

そして、教育支援課長は配置せず、学校部教育次長（教育支援担当）事務取扱とします。

社会教育部は、中央図書館長の藤野高司の後任に、同係長の近藤泰典を昇格させ任命します。

副課長級につきましては、学校教育部副課長（人権教育担当）を新設し、長尾小学校教頭の伊藤大輔を任命し、教育研究課副課長前川真宏の後任として、長尾南小学校教頭の高橋靖典を任命します。

教育支援課副課長島谷恵子の後任には、同課係長の前川裕美を昇格させ任命し、青少年センター所長毛利敦子の後任には、教育研究課係長の植澤健を昇格させ任命します。

市長部局への出向者としましては、先ほど役職定年としてお伝えしました社会教育部長の番庄伸雄、施設課長の吉長円、そして、管理部次長（総括担当及び管理担当）池本和義のほか、学校教育部課長（総括・人権教育担当）木元淳一となります。

以上、報告いたしますとともに、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

松浦委員

ありがとうございました。何かご質問等ありますでしょうか。

委員

(なし)

松浦委員

質問、ございませんか。

それでは、報告第 6 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和 8 年 4 月 1 日付教育委員会所管職員の人事異動について）、はご承認いただけるということによろしいでしょうか。

委員

(承認)

松浦委員

ありがとうございました。

続きまして、報告事項 改訂版宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針の策定について、担当課より説明をお願いいたします。

石田課長

それでは、報告事項 改訂版宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針について、ご報告いたします。

今回、第 2 次宝塚市教育振興基本計画（後期計画）の策定に伴いまして、宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針を改訂することとしました。

前の令和 2 年に策定されましたいじめの基本方針は、改革事案後に緊急性を持って各学校で再発防止に取り組んでいくということで、5 つの柱を基に取り組みを固めていました。今後、時間が流れる中で、当時の事案のことについて知らない教職員が、ただ単にいじめの再発防止に取り組むのではなく、方針の初めに記載されてある「当時の私たちは鈍感でした」そういう思いを胸に取組を進めていかなければならないことを伝え続けていく、そういう思いを踏まえまして、今回、この改訂版（案）を提示させていただきます。

基本的には、改訂版ですので、当初のいじめ基本方針を基本に、改訂したところを中心にご説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、2 ページのところですが、

第 1 はじめに、のところですが、ここはそのまま当初の基本方針を掲載して、最後の 5 行、この方針が出た後に取り組んだこと、5 つの柱を軸にいじめ問題の再発防止に向けて取り組みを進めてきました、ということ、この 5 行分、ここでは追加させていただきました。

続いて 3 ページですが、ここには 5 つの柱を掲載しています。

これは、振興計画に沿って変えているところは、2 番の「子どもの主体性と協働性を育て

ます」ということを入れています。協働性を育てます。

次に3番のところ。ここが、以前は部活動の記載があったんですが、ここは「部活動の地域展開に伴う諸課題に取り組みます」、ということで、振興計画に合わせて変えています。

1番「子どものSOSに気づく力を高めます」、ここは前回のものとそのまま変わっておりません。

例えば、「拡充」だ、「新規」だ、というところについては【継続】になっています。

3ページの記載では、1-①の★2つ目、★相談することの大切さを子どもたちに伝える出前授業を行います。ここを【継続】に変えております。

続きまして、次の4ページです。

ここも変わっていません。文章的には変わっていませんが、★子どもに共感し、対等な関係を築く資質を養います、というところは【継続】ということに変えています。

その次の★発達に特性のある子どもへの理解と適切な支援を強化します、ここも【継続】ということに変更しています。

その下、1-③ いじめを早期に発見し、速やかに適切な対応をします、この星1つ目★いじめの定義の確認と周知を徹底します、この文章も変えていませんが、ここは【継続】に変えているところです。

次の5ページに入っていきます。

5ページも全て文章、文言は変えていません。それぞれ上から「いじめ防止月間を設けます」「いじめにテーマを絞ったアンケートを行います」「教職員らがいじめについての情報共有し、チームで対応する仕組みを整えます」「いじめ等に関する情報については、保護者との連絡を迅速に行い、情報を共有します」これを全て【継続】に変えております。

次の6ページ、続きですが、「教育委員会事務局にいじめ防止等対策担当チームを作ります」ここもそのまま【継続】ということで記載しています。

その下、「子どもを主体性と協働性を育てます」ということで、各項目、これも変えておりません。

7ページに入りまして、「2-② 子どもが参画する学校づくりを行います」ほぼそのままにしております。その次、「2-③ 児童会・生徒会を活性化します」というところで、少し文章を変更しました。

以前、サミットで学校間交流を図りますということですが、サミットというものは開いてないんですけども、例えば中学校の生徒会活動の交流等は続けているということで、その文言を、星のところ「★児童会・生徒会を中心に、いじめ防止に向けた活動をします【新規】」と掲げさせていただきました。

その下の説明としては、「12月のいじめ防止月間等において、児童会・生徒会が中心となり、児童生徒自らが、交流を含めた取組内容を考え主体的に活動できるようにします」ということで、この12月の防止月間を引き続き取組を続けていきたいということで、このようにさせていただいています。

その次行きます。

「2-④ 子どもへのエンパワメントを促進します」ということで、下の「★CAPの活用と検証を行います」「★自殺予防教育を行います」これも変わっていません。継続という形で、そこだけ【継続】に変えさせていただきました。

次、8ページの星1つ目、「★いじめ防止につながるゲストティーチャーの授業を行います」これも以前拡充でしたが、これは引き続き【継続】というところで、文章の最初に、スクールロイヤーをはじめというところで、ここの部分だけ追記をさせていただきました。

続いて「3 部活動の地域展開に伴う諸課題に取り組みます」ということで、新たにここに、学校部活動から地域クラブ活動へ移行することから、以下のことに取り組みます。ということで、以前も3-①、②、③とあったんですが、その項目を新たに設定させていただきました。

「3-① 活動の機会を確保します。」「3-② 部活動の教育的意義や役割を継承・発展させます」「3-③ 地域クラブと連携します」ということで、3つここで掲げています。

まず、「3-①の活動の機会を確保します」の下のところですけども、「★生徒が様々な選択肢から自分で選んで活動できるようにします」ということで【新規】の形で書いています。

説明として、子どもたちの多種多様なニーズに応えるため、地域クラブの活動団体や指導者を募集します。合わせて、活動についての悩みや相談ができる窓口を教育委員会に設置します。

3-②としまして、「部活動の教育的意義や役割を継承・発展させます」ということで、「★宝塚市部活動地域展開に係るガイドラインを策定します」ということを【新規】として挙げています。部活動の教育的意義や役割を踏まえ、地域クラブ活動における指導上の留意点、安全配慮等をまとめたガイドラインを策定し、研修等において周知徹底を図ります、ということが2つ目に挙げています。

3つ目としまして、「3-③ 地域クラブと連携します」ということで、「★地域クラブの悩みや相談に応じます」これを【新規】で挙げました。生徒への指導や、生徒間トラブル等において、地域クラブでの対応が難しくなった場合に、相談できる窓口を教育委員会に設置します、ということで、3つ目を設定させてもらっています。

次、「4 チーム学校で取り組みます」ここについても全て前回のままです。

10ページに移っていただきまして、「★多職種連携を推進します」というところで、ここも最後の2行になりますが、「また、スクールロイヤーや顧問弁護士の助言を実践していくことで、学校の対応力を高めていきます」というところを追記しました。

その下、「4-② 子どもを育む地域や関係機関との連携を行います」につきましては、ここはそのまま、前回そのまま記載しています。変更点はございません。

次、「5 子どもに対する体罰及びハラスメントを根絶します」ということで、「5-① 体罰を根絶します」これは変わっていません。

最後のページ、11ページになるんですけども、「★体罰の禁止を徹底します」は【継続】で、前回と変えておりません。

「5-② ハラスメントを根絶します」★1つ目、前は「部活動におけるパワーハラスメントを根絶します」と項目があったんですが、部活動がなくなるということで、ここは削除しました。前回の2つ目の「★あらゆるハラスメントを根絶します」そこだけ残しています。これは前回拡充ということで載せていたんですが、今回は【継続】ということで、中身については、変更はしておりません。

最後、むすび、になりますけれども、ここに記載しているとおりの再発防止策を“絵にかいた餅”にしないため、第2次宝塚市教育振興計画の評価や本方針に掲げる取組及び本方針に基づき策定した行動計画の取組を、学校及び教育委員会は、改革がどれほど進んだか、第三者を交えて検証を行います。今後また行動計画の方を作成し、委員の皆様に見ていただいご意見をいただくことになると思うんですが、そこと連動しながら取組の方を進めていくということで、今回、基本方針を改訂しました。

説明は以上になります。ご意見賜りますようお願いいたします。

松浦委員

ありがとうございました。それでは、何かご質問等ありますでしょうか。

川上委員

よろしいでしょうか。

第3の具体的な内容に関連してなんですけど、それぞれの宣言というか取組に対して、成果と課題みたいなものをどれくらい踏まえて書きぶりを作ってるのかなど。成果が上がってないものについては、何かしなきゃいけないでしょうし、継続というのは、成果が上がっているから【継続】ということか、1個1個の取組についての、成果、課題っていうのをどれくらいレビューした上で、ここら辺に繋げているのかなというのを少しお話いただければと思います。

石田課長

今回ですね、あくまでも方針ということで、本来なら同時に行動計画の方と一緒に報告すればよかったのですが、すいません、時間的に間に合いませんでした。

今委員がおっしゃったように、成果や課題について今後どういう取組をしていくのか、そこはまた指標をつけて行動計画の方で合わせてお示しをしたいと思います。しております。

ですので、基本的な方針をここでひとまず挙げておいて、それに関する、細かいところについては行動計画の方で、実際学校でどういう取組をしていくか、委員会としてもどういう風に取り組んでいくかっていうのを見ていただきたいと思います。しております。

川上委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

松浦委員

他にご意見、ご質問ないでしょうか。

石井委員

項目で、中に【拡充】とあるんですけども、これ予算的な話ですよ。

【拡充】と書いてあるけど、変更もなく、何かが確認されたという表記がないのですが。

石田課長

まず、1番近いところというか、初めのところで言うと、小学校での教科担任制を積極的
します、というところは【拡充】になっています。これはそれぞれの小学校において教科の
担任制を進めているというところで、今後、今までだったら算数と理科だけっていうところ
をもっともっと学年も低学年に向けて広げていくという意味で、そこは【拡充】にさせてい
ただいております。

石井委員

【継続】ではないということですね。

石田課長

そうですね、【継続】ではないです。

石井委員

その辺が、不明瞭だなと思って。

要は、同じことをやるのが【継続】で違うことをやるのが【拡充】という風に書かれてる
のか。

高田部長

これ、一般的には【継続】。何もなかったことをやるとか、やったことよりも数段上の
ことをしようとしたら「拡充」ですけど、それをずっと続けていこうっていうのは【継続】
かもしれないね。この事業の継続、これを拡充しようっていうことが事業として考えれば
【継続】やろうね。

石田課長

そしたらまた、今石井委員がおっしゃった【拡充】と【継続】のところを、もう一度再確

認をさせていただきます。

石井委員

そうですね。あと、そもそも書く必要があるのかという。

松浦委員

【拡充】とか【継続】とかの記載ですか。

高田部長

【拡充】とか【新規】であるとかという、その事業に変化を加えるものっていうのは必要があるかもしれませんが、【継続】っていうのは特に必要ないかもしれないですね。

松浦委員

そうですね。

他にご意見、ご質問ないでしょうか。

春日井委員

これ、要はマイナーチェンジというか、最小限の基本方針の修正っていう理解でよろしかったですかね。

例えば、部活の位置付けが変わってきたのでそのところの修正であるとか、生徒会の具体的な取り組みの中身が変わってきたのでそこを修正するとか、あるいは新たにスクールロイヤー制度を取り入れたのでその分を改修するとか、そういう若干の加筆にとどめて、基本方針のところは変わらずっていうことでの理解でよろしかったでしょうか。

石田課長

はい。先日、振興計画に基づいてそこと合致するような形で改訂し、基本方針は基本になる部分は触らないという改訂をしております。

春日井委員

ですよね。だから、今石井委員からご指摘あったように、これ市民的にも明らかにする文章になってくのかなっていう風に思いますので、「」（かっこ）の今言った【継続】と【拡充】とどう違うねん、みたいなのか、こちらの控えとしてはあってもいいけど、市民的にこう提示する時に、その辺りはあえていないかもしれないなと思って、ちょっと見ました。

またご検討ください。

石田課長

はい、ありがとうございます。

松浦委員

他にご質問、ご意見はないでしょうか。

川上委員

今回新しくその状況に合わせて書き直された「部活動の地域展開」絡みのところですけど、3 ページ目に挙げていただいているように、「地域展開に伴う諸課題に取り組みます」なので、そうすると3-①の「機会を確保します」っていうのは、ちょっと繋がりが悪いなというか、機会が確保された上で起きてくる課題にどう対応しますか、みたいな話なので、ちょっとそこは、やや修正をされてもいいのかなと思います。

というのと、先ほどの質問の時に、行動計画の方がまた別にあるということだったので、その時に改めてということになると思うんですけど、この5番目の「子どもに対する体罰、ハラスメントの根絶」のところですね。1から4の書きぶりに比べると、あんまり仕組みが書いてないというか、“頑張ります”みたいなことしか書いてなくて、こういうチェック体制をしますとか、こういう風に困った時に相談できるようにします、みたいな仕組みの話はなくて、「よくないことです」「辞めさせます」「頑張ります」みたいな書き方になってしまってるので、ちょっとこう、仕組みにかかるようなものっていうのがあった方がいいのかなという、感想です。

石田課長

ありがとうございます。3-①の部分と、あと5番の「体罰」「ハラスメント」のところ、もう一度、検討させていただきます。

松浦委員

他にご質問、ご意見ないでしょうか。

春日井委員

今の最後のご指摘は僕も賛成です。例えば、相談窓口とかね、学校の内外というのは、相談窓口をきちんと紹介をしておくとか、なんかそういう対応して、ハラスメントを受けた時にどこに訴えたらいいの、っていうあたりが明確になっていていいかなっていう風には思いました。

松浦委員

ありがとうございます。

他にご質問、ご意見ないですか。

委員

(なし)

松浦委員

それでは、この件は以上といたします。

次の案件は個人に関する案件のため、非公開での報告とします。

それでは、報告事項 令和 7 年（2025 年）度 1 月及び 2 月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について、担当課より説明をお願いいたします。

【非公開での報告事項あり】

松浦委員

続きまして、報告事項 第 3 次宝塚市 GIGA スクール推進計画の策定について、担当課より説明をお願いいたします。

前川副課長

教育研究課の方から報告いたします。

第 3 次宝塚市 GIGA スクール推進計画について、宝塚市教育の情報化推進本部において策定、決定いたしましたので、ご報告いたします。

計画期間については、2030 年度に学習指導要領の改定が予定されており、2026 年度中に中教審の答申がなされると想定されていることから、計画期間を 2 年間として、次期学習指導要領の内容を反映できるような期間設定としております。

内容については、第 2 次宝塚市 GIGA スクール推進計画で課題とされた利用率と進行に関する進捗状況の管理というところがあったんですけども、全国学力学習状況調査の結果において、まだ一定全国より低いものの、本計画による取り組みの成果として一定成果を出せたという風に捉えております。

そのことから、基本的な進め方は変更せず、ICT 機器の効果的な授業での活用という面から繋がるような取り組みを中心に内容を変更しております。

お手元の計画をご覧ください。目次の方をご覧くださいだと思います。目次の方で大まかな流れがわかっていたいただければと思います。

第 1 章において、第 2 次宝塚市 GIGA スクール推進計画の取り組み状況についてまとめております。

で、それを受けて、第 2 章で国の動向、そして第 3 章で第 3 次の取り組み内容、具体的な内容の方を記載しております。

以上になります。

松浦委員

ありがとうございました。この件について何かご質問等ありますでしょうか。

石井委員

すいません、来年度末までとおっしゃられてたんですが、この計画書の中には明示してないんですけど。

山下次長

ページで言うと 16 ページになります。16 ページの 3 番、計画期間ってところです。下の方ところに、一応記述はしています。

石井委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

松浦委員

他にご意見、ご質問はないでしょうか。

川上委員

すいません、よろしいですか。

冒頭、ご説明、概要でいただいて大きく変わったところは、その ICT 機器の効果的な活用につながる取組が中心です、ということで、これ、どのページあたりになりますか。

山下次長

まずですね、推進計画 14 ページ、第 3 章になるんですけども、第 3 章に本市の学校教育の情報化に関する基本的な考え方ということで、ルールを伝えさせていただいております。

第 3 章がいわゆる第 3 次推進計画の本体になるわけなんですけども、第 1 章に、今、第 2 次 GIGA スクールの期間の反省ということで記しております。

第 2 章につきましては国の動向ということでまとめさせていただきました。特に、こうした GIGA スクール関係のことでまとめました。

で、第 3 章に位置付けられていますけれども、大きな方針としては、現行の第 2 次推進計画、第 2 次 GIGA 推進計画の現行の学習指導要領によるところが大きかったということ踏まえて、大きく変えるのは、国なんかを見ておりましたが、今年の夏に方向性が出る、示されるということですから、そこで新たに組み直す必要があるんじゃないか。

で、ついでに、ついでについておかしいですけど、学校の ICT の環境整備計画、3 カ年計画

ってというのが2025年から2027年度まで出ていますので、第2次を踏襲する必要があって、本市もそれでいいんじゃないかってことにしました。

今の委員のご質問なんですが、そういうことで、骨子というのは基本的に第2次と変わらないようにしています。

その骨子の中ですが、今、この冊子の中では、10ページ、11ページになります。

10ページの(1)番GIGA第1期と、(2)番GIGA第2期というところで、国の動きを見ても、いわゆる活用率を高めるというフェーズは終わって、次はもう効果的な活用を図る段になるということが示してあります。我が市もそれに則ってきましたので、先ほどのお話と合わせまして、第2次計画の骨子を変えず、そこに効果的などという文言を入れて、そこに導く具体的な取組に関しては、効果的な活用に資するような文言を踏まえて書き込んであるということになります。

以上です。

川上委員

ありがとうございます。

松浦委員

他にご質問、ご意見はないですか。

石井委員

全体確認まで行けてないんですけども、例えば21ページ目の校内ネットワークの充実があるんですが、①ですね。教育委員会における校内ネットワークの充実なんですけども、快適なネットワークの構築となるということは、ネットワークの構築は、まだできてないってことなんですかね。

前川副課長

ネットワークの構築自体はできてるんですけども、やはり学校規模、人数によったり、あるいは立地条件によっても実は変わってきてるというのが分かってきております。

ですので、全員が快適に使えるかということ、多少遅延があったり繋がりにくかったりというところもありますので、そういう意味では。

石井委員

まだ満たしてない。

前川副課長

まだ、そうですね、満たしてないというところですよ。

石井委員

満たしてないんですね。

で、この下にある「1人1台端末の適切な管理」とかもまだできてないという。

前川副課長

適切な管理というところは、現在もやっていただいている、各校にさせていただいているところではあるんですけども、この5年間振り返ってみると、なかなか管理しきれてないというところもありましたので、それを踏まえての記述になります。

石井委員

なるほど。わかりました。

松浦委員

他にご意見、ご質問はないですか。

それでは、この件は以上とします。

春日井委員

その率ではなくて、効果的な活用が非常に大きな課題になるっていう、そうやなと思うんですけど、端末を児童生徒が持って、どういうふうに活用していくのが、探求型の学びの促進であるとか、あるいは思考力を鍛えるとか、あるいは協働の学びを推進することになるのかとか、その辺りのどう活用するのかっていう、効果的な活用ってどういう活用なのかっていうんで、児童生徒には端末の活用によってどんな力をつけて行きたいと考えてるのかっていう辺りが問い直されると思うんですよ。

検索だけだったらAIが答えてくれるし、その分思考を停止するっていう見方もあるわけで。で、発達段階をちょっとずつ飛ばして、それらしき回答をみんなが得て、それらしき答えを並べていくみたいなことが加速するっていうことだってありうるわけで。

そうすると、子どもの発達段階に応じた思考力を鍛え、深めていくっていうために、どういう活用の仕方がいいのかなっていうあたりの検討、その辺りはもう少し踏み込んでどっかで書いてもらってもいいかもしれないっていうのが、ちょっと聞いてて思ったことです。

以前、視察した第一小学校の公開研究授業のところで、園田学園大でしたかね、先生がこう講演で、問題提起しておられて、サブタイトルが、「デジタルとアナログのハイブリッド」みたいなテーマがあったと思うんですけど、そのデジタルとそのアナログのそれぞれの良さや課題も当然あるわけで、その辺りをどういう風に統合的に生かしながら、活用しながら、子どもたち資質や能力を高めていくのかっていう、そういう論の設定の仕方って今後大事

じゃないかなって思って、この前も参加させていただいてたんですけども。

そんなようなこととか、またちょっと議論して、現場の先生方とも議論してですね、そういった形で少し膨らましてもらうといいかなと思って聞いてました。

以上です。いかがでしょうか。

山下次長

ありがとうございます。全く仰る通りなんですけど、まず結論から言いますと、計画ですので、そこまで具体的なことに関しましては、この後、それぞれ教育研究課が中心になりながら学校の情報担当者と進めていこうと思ってるんです。まず、今春日井委員のおっしゃったことに関しましては、17 ページの基本方針 1 というところで、(1) に情報活用能力の育成と記しています。

この情報活用能力の育成が“ぼわっと”したようなものでしたので、ここに関して、国も提唱しています以下の 3 点という情報活用能力の育成の観点っていうのが分けられました。そこはきちんと活用、それから、適切な取り扱い、特性の理解っていうところを抑えて、子どもたちの需要に還元していきたいと思っています。

で、なお、1 番我々が大事にしなきゃいけないのは、(2) 番の「主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善」のところでした、18 ページの上から 7 行目から 8 行目に「教師主導」による学びだけではなく「児童生徒自身が考え、選択・決定し、行動する学び」の場面を大切にするといった授業観の転換を図る、という、これを目途に効果的な活用を進めていきたいという風に思っています。

非常に抽象的ではありますが、できる限りここで、計画の中には入れられる限りの具体的な言葉と、学校の中でハレーションが起らないような言葉にはしたつもりです。

以上です。

春日井委員

なるほど。

松浦委員

春日井先生、よろしいでしょうか。

春日井委員

はい、わかりました。

また現場との議論の中で、ちょっと膨らませていただければいいかなと思います。

よろしくをお願いします。

松浦委員

今ちょっと思い出したんですけど、この推進計画に入れるものではないんですけど、この前、NHKの「かんさい熱視線」という番組で、AIと初めて出会う子どもたちという番組、事務局の方にもちょっと情報を送らせていただいたんですけど、子どもたちの、なんて言うんですかね、三田市の小中学校で実証実験をされてまして、子どもたちの友達の1人みたいな形で、AIと子どもたちがこう会話して行って、AIに悩みを相談したりとかして、それで色々解決なんかの糸口が見つかった子どもたちとかが、ちょっと出てきたりとかして、学習面だけでなく、活用の可能性ってこういうものもあるんだなっていうのをすごく感じました。

また、その具体的などころで、そういうのも検討していただけたらなとは思っています。

前川副課長

はい、ありがとうございます。AIについては次の4月から使うことができるChromebookでGeminiが搭載されております。

で、そこは教育委員会の方で、まずは閉じた状態からスタートはしようと思ってるんですけども、そういった教育を踏まえて、例えば中学生からは使えるようにするとか、そういったところも活用していきたいとは思っています。

松浦委員

ありがとうございます。

他はご意見、ご質問ありますでしょうか。

春日井委員

今の点、とても大事なご指摘だと思います。AIが出してくれる回答を鵜呑みにするんじゃないかと、AIと対話するとか、AIと問いを重ねていくとか、なんか、そういう活用の仕方っていうかね、そんなことが大事じゃないのっていうの、高校なんかでは議論してるんですよ。そういう中で、思考力がより深まっていると。AIと議論しよう、みたいな。今AIが友達の1人になって、色々こう、話の中に参画してくるみたいなのが、例えば小中学校でね、あってもいいかなっていう。

で、高校なんかだと、中高なんかだと、AIと議論しようっていう、そんな視点って大事じゃないかなと思って発言しました。

以上です。

松浦委員

ありがとうございます。他にご意見、ご質問とかないでしょうか。

委員

(なし)

松浦委員

それでは、この件は以上といたします。

続きまして、議案第 5 号 宝塚市教育委員会事務局事務文書規則の一部を改正する規則の制定について、担当課よりご説明お願いいたします。

飯田課長

議案第 5 号のですね、宝塚市教育委員会事務文書規則等の一部を改正する規則の制定についてということで、資料 11 ページ目をご覧ください。

本件は、令和 8 年教育委員会事務局の組織改正に関して規則の整備を行おうとするものです。

本市公共施設の維持管理業務のあり方の見直しにより、令和 8 年度から公共施設の包括管理業務が民間委託されることを受け、施設課の事務のうち、学校への目的外利用の許可ですとか予算要求、学校施設整備にかかる企画調整や推進、補助金の申請など、教育委員会事務局が担うべき事務、こちらは教育委員会に残るんですけども、その事務を除いて、市長局の施設マネジメント課という課に事務移管をします。

具体的には、工事等の設計や契約、補助金申請の計算・資料準備は施設マネジメント課が行い、工事の実施に係る企画や決裁、国・県への補助金申請書類の送付など最終的な部分を教育委員会事務局が行うことになります。

これにより施設課の実質的な事務のほとんどを施設マネジメント課に移管するため、残る教育委員会事務局が担うべき事務を「教育環境整備課」に移管し、「教育環境整備課」に「施設課」を統合します。

議案第 5 号の 12 ページの新旧対象表で、ご説明をさせていただきます。

まず、第 6 条第 3 項、こちらが今現在の施設課の事務分掌になりますけれども、こちらが施設課としてはなくなりますので、改正後のこの施設課はなくなっており、次の 6 条の第 4 項ですけども、今、教育環境整備課の事務分掌の中に、施設課の事務分掌は結構なボリュームが環境整備課の方に移管されることになりますけれども、環境整備に移管した上で、この環境整備を第 3 項として 1 つ繰り上げていうことになります。

で、教育環境整備課のところに、第 5 項から第 14 号までを新たに、これ元々施設課の業務ですね、その一部と言いますか、多くの事務にはなるんですけども、移管をしてくと。具体的に言いますと、第 5 号から、学校の施設整備の企画、調整及び推進に関すること。ですとか、学校施設整備の計画に関すること。ということで、計画の立案ですとかその最終決定、教育委員会としてこの意思決定する部分につきましては教育環境整備課に残るということになります。

それで、第 5 項ですね、学事課が第 4 項に繰り上がるということになります。

それと、組織上教育委員会から施設課がなくなりますので、この第 13 ページの 1 番下のところ、別記 1 っていうところになりますけれども、今現在あります施設課が削除というような形での改正になります。

説明については以上です。

松浦委員

ありがとうございました。

この件につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

委員

(なし)

松浦委員

それでは、議案第 5 号 宝塚市教育委員会事務局議文書規則の一部を改正する規則の制定について、原案通り可決でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

松浦委員

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議案第 6 号 宝塚市教育委員会事務局等職務権限規定及び宝塚市教育委員会公文書取扱規定の一部を改正する規定の制定について、担当課より説明をお願いいたします。

飯田課長

そうしましたら、議案第 6 号の規定改正について、提案理由のご説明申し上げます。

本件は、令和 8 年度教育委員会事務局の組織改正に関して規定の整備を行おうとするものです。

先ほどご説明したことと重複はするんですけれども、公共施設の包括管理業務委託が民間委託されることを受け、施設課の事務のうち、学校への目的外利用の許可ですとか予算要求等ですね、学校施設整備に係る企画調整や補助金申請など一部教育委員会が担うべき事務は教育環境整備課の方に移管をしまして、残りの事務を市長部局の施設マネジメント課に移管をすることになります。

で、これを受けまして、宝塚市教育委員会事務局等職務権限規定の別表 3、個別権限事項表から施設課を削るということと、教育環境整備課ですね、合議欄から施設課を削るという

改正になります。

説明につきましては資料の 14 ページから改正文になりますけれども、15 ページをご覧ください。

新旧対照表こちらの方で、まず 2 条立てになっておりまして、職務権限規定と公文書取扱い規定の両方を一括して改正をする、という改正の議案になっております。

15 ページの方は職務権限規定による改正の新旧対象表になりますけれども、まず管理部の中に個別権限事項表、施設課の権限事項表がありますけれども、そちらを削除するということになります。

そちらが 16 ページの別記 1 の内容ですね。施設課の項が丸々なくなるということ。それと、教育環境整備課、別記 2 ですので 17 ページですね。資料 17 ページの教育環境整備課の個別権限事項の中で、合議欄として施設課が今あるんですけれども、そこを削除するという内容になります。

それと、第 2 条としまして、職務権限の改正ですけれども、こちらですね、今、施設課の起案、その文書を作成するときに文書の記号、番号っていまして、番号を取るときに、宝教委として施設課から施設の「施」という、そこからあと 1 号、2 号、3 号、4 号という風に番号を取得しながら公文書作成するんですけれども、施設課が統合で課自体がなくなりますので、施設課の文書記号、番号を削除する、という改正を行います。

説明については以上になります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

松浦委員

ありがとうございました。

この件につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

委員

(なし)

松浦委員

それでは、議案第 6 号 宝塚市教育委員会事務局等職務権限規定及び宝塚市教育委員会公文書取扱規定の一部を改正する規定の制定については、原案通り可決でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

松浦委員

ありがとうございます。

本日の予定案件は以上ですが、他にご報告いただくことはありますか。

飯田課長

他に案件はございません。

松浦委員

それでは、本日の教育委員会定例会は以上といたします。

どうもありがとうございました。

————— 閉会 午後 3 時 20 分 —————